

山梨県公報

号外第十八号

令和五年

三月三十一日

金 曜 日

条 例

山梨県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十八号

山梨県税条例の一部を改正する条例

山梨県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項に次の一号を加える。

五 法第七十二条の二十九第五項の規定により申告納付すべき法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内

第四十四条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改める。

附則第六条の二の第二項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十条の二第一項及び第二項を削り、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を

「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六項」を

「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を

同条第二項とし、同条第五項中「附則第十条の二第四項」を「附則第十条の二第二項」

に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年

三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十条の二第六

項」を「附則第十条の二第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十条の三第二項中「前条第一項、第四項若しくは第六項」を「前条第二項若し

くは第四項」に改める。

附則第十条の五第二項中「附則第十条の二第六項」を「附則第十条の二第四項」に改

める。

附則第十二条の三第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十二条の五第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に

改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「掲げる軽油自動車」の下に「(第

百十四条の三第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第十二条

の六において同じ。)」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一

日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十二条の五の二第二項を削る。

附則第十二条の五の四第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一

日」に改め、同項第一号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

○山梨県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県税条例の一部を改正する条例(条例第十八号)(税務課)

1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

- (一) 個人県民税における特例措置の適用期限等の延長
肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置の適用期限等を三年延長する。
- (二) 不動産取得税の特例措置の適用期限の延長等

- (1) サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を二年延長する。

- (2) 宅地建物取引業者が既存住宅を取得し、二年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合における税額の減額措置の適用期限を二年延長する。

- (3) 心身障害者を多数雇用する事業主が一定の助成金の支給を受けて取得する施設に係る税額の減額措置を廃止する。

(三) 自動車税における特例措置の拡充等

- (1) 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る環境性能割の課税標準の特例措置について拡充等を行う。

- (2) 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得したクリーンディーゼル車に係る環境性能割の非課税措置について、適用期限を九月延長する。

- (3) 種別割のグリーン化特例について、適用期限を三年延長する。
- (四) その他規定の整備

2 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

第一項第一号ロ																
九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	二万五千元	三万五百円	三万六千元	四万三千五百円	五万円	五万七千元	六万五千五百円	七万五千五百円	八万七千元
二千五百円	三千五百円	四千円	四千五百円	五千五百円	六千円	七千円	一万五百円	六千五百円	八千円	九千円	一万千円	一万二千五百円	一万四千五百円	一万六千五百円	一万九千円	二万二千元

第一項第二号イ																
第一項第二号ロ																
十一万円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千元	一万八千五百円	二万二千元	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百元	八千円	一万千五百円	一万六千元	二万五百円	二万五千五百円	三万円	三万五千円
二万七千五百円	二千円	二千五百円	三千円	四千円	五千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	千二百円	二千円	三千円	四千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	九千円

第一項第三号イ(2)				第一項第三号イ(1)							第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)			
四万四千元	三万八千元	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二千元	一万五千百元	七千五百円	六千三百円	四万五百円
一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円
第二項第二号				第二項第一号			第一項第四号				第一項第三号ロ					
六千三百円	五千二百円	六千三百円	四千七百円	三千七百円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円
千六百元	千三百円	千六百元	千二百円	千円	千五百円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円

八千円	二千円
-----	-----

附則第十二条の六第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第百十六条第一項」を「第百十六条第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	第二号イ
七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百元	八千円
一万七千九百元	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百元	一万二千元
二万七千二百円	一万四千元
四万七百元	二万五百円
第四号イ	二千五百円
四千五百円	二千五百円

附則第十二条の六第六項を同条第三項とする。

附則第十二条の七第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の山梨県税条例（次条において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十二条の六の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番